

第 1 2 8 号議案

足立区農業委員会委員候補者選定委員会設置条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区農業委員会委員候補者選定委員会設置条例

(設 置)

第 1 条 足立区農業委員会の委員の候補者(以下「候補者」という。)を適正に選定するため、区長の附属機関として、足立区農業委員会委員候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所 掌 事 項)

第 2 条 選定委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)及び足立区農業委員会の委員の定数条例(平成 2 8 年足立区条例第 1 9 号)の規定に基づき、区長の諮問に応じ、足立区農業委員会の委員に任命する候補者の選定を行い、区長に答申する。

(組 織)

第 3 条 選定委員会は、区長が委嘱し、又は任命する委員 5 人以内をもって組織する。

(任 期)

第 4 条 選定委員会の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長 及 び 副 会 長)

第 5 条 選定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 選定委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の守秘義務)

第 7 条 選定委員会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(会議の公開)

第 8 条 選定委員会の会議は、公開しない。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 (昭和 39 年足立区条例第 17 号) の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区農業委員会委員候補者選定委員会	日額 7,000 円
--------------------	------------

(提案理由)

足立区農業委員会委員候補者選定委員会を区長の附属機関として設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。